

要

旨

二、争議費用トシテ一人當五十錢ヲ疎出シ費用ニ充當ス  
 三、會社ヨリノ解雇通知ヲ一括返還ニ決定、午後四時頃争議團各約二百名  
 ハ會社ニ押掛ケ幹部ニ依リ解雇通知書返還ノ為會見ヲ折衝  
 中争議團負約百名ハ事務所内ニ侵入状況不穩ノ惧レアリタルヲ  
 以テ解散ヲ命ジ散會セシメタリ  
 四、代表十五名ヲシテ解雇通知返還ノ折衝ヲ爲シタルニ會社ハ之ヲ受理  
 セサル為一時會社ニ預クルトシ放置ノマ、引上タリ

中外鑛業株式会社持越鑛業所ノ労働争議ニ関シテハ既報対  
 號申(通)報ノ通りナルガ其ノ後ノ状況九記ノ通りニ有之  
 右及申(通)報候也

記

一、會社側ノ動靜

(1) 會社側ニ於テハ二十日早朝解雇者ニ對スル物品給與ニ関シ

九、如キ公示ヲ爲シタリ

九

解雇者ニ對スル日用品ノ供給ハ五月二十三日迄從前通り取  
 扱フモ二十三日以降ハ現金賣トス

(2) 尚會社ニ於テハ金山休業ノ為雜用ニ支障アリトシ請員業佐  
 田組人夫約六十名ヲ雇入レ炊出レ及作業等ノ為使用シツ、  
 アリ

二、争議團側ノ動靜

(1) 争議團側警備隊ニアリテハ會社ノ切前防止ノ為徹夜警戒  
 ヲナシタルモ不穩ノ行動等無ク、尚争議團本部ニアリテハ  
 十九日午後十時頃ヨリ金山一人殘ラズ集リ家族大會並後  
 業貧大會ハト題スルビラヲ各所ニ貼付セリ

(2) 二十日午前十時ヨリ争議團事務所(徳同盟持越支部)ニ於テ後